

## 昇任関係

### 1 警察官昇任試験の実施日程

試験日	予備試験	筆記試験	口述・術科試験	合格者決定
巡査部長	27. 4. 16	27. 4. 25	27. 6. 10, 11, 17, 18	27. 6. 30
警部補	27. 2. 10	27. 2. 21	27. 5. 13, 14, 15	27. 6. 26
警部	27. 1. 22	27. 1. 31	27. 4. 2, 3	27. 5. 8

### 2 警察官昇任試験の受験資格

試験の種類及び区分		受験資格
巡査部長	一部	巡査としての勤務年数が大卒者は2年、短大卒者は4年、高卒者等は5年以上かつ柔・剣道いずれかが初段以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	二部	巡査としての勤務年数を8年以上有する30歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
警部補	一部	巡査部長としての勤務年数が大卒者又は短大卒者は2年、高卒者等は3年以上かつ柔・剣道いずれかが初段以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	二部	巡査部長としての勤務年数を5年以上有する40歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
警部	一部	警部補としての勤務年数が4年以上の者、かつ柔・剣道いずれかが初段以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。
	二部	警部補としての勤務年数を8年以上有する45歳以上の者、かつ柔・剣道いずれかが1級以上、逮捕術、けん銃操法、救急法及び鑑識の技能検定の有級者とする。ただし、女性警察官にあっては、逮捕術及び救急法の技能検定の有級者とする。

上記にかかわらず、筆記試験実施期日において、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 1 休職中の者
- 2 神奈川県警察健康管理規程による指示区分がA又はBに該当する者
- 3 懲戒処分を受け、当該処分の日（停職にあっては、その期間満了の日）から1年を経過しない者